

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月30日から同年9月5日まで

私は、昭和49年3月16日にA社に採用と同時にC事業所に配属され、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間に勤務していたことは確かなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在籍証明書、雇用保険の記録及び多数の同僚の証言から、申立人は、昭和49年3月16日にA社に採用と同時にC事業所（同事業所は昭和49年5月1日法人化）に配属され、継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時にA社に入社し、かつ、申立人と同日からC事業所に勤務していた同僚が提出した給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、当該給与明細書に記載された事業所名は、「C社」の押印が確認できる一方、当該事業所は、申立期間当時、任意適用事業所であり、厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和49年9月5日であることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録から、申立期間当時、申立人と同様にD社E事業部に在籍し、C社に勤務していたことが確認できる同僚二人

から提出された給与支給明細書は、前記のA社に在籍していた同僚の給与支給明細書と同様「C社」の押印が確認できるとともに、これらの同僚は、申立期間において、C事業所に勤務していたと証言しているところ、これらの者の厚生年金保険被保険者記録は、在籍元であったD社において継続している。

さらに、C社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和49年9月5日に資格取得した者のうち、それまでD社に在籍していた者67人（上記の同僚二人を含む。）は、全員、前記同様D社で厚生年金保険被保険者記録が継続している。

以上のことを踏まえると、D社においては、同社に在籍していた者について、任意適用事業所であったC社が適用事業所となるまでの間、D社で引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられ、同社の系列事業所であるA社に在籍していた申立人についても同様の処理を行うべきところ、申立期間の厚生年金保険料を控除しているにもかかわらず、誤って早期に資格喪失手続を行ったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料控除額は、C社の資格取得時における標準報酬月額に基づくものであることが確認できることから、申立人の同社における同年9月の被保険者原票の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は当時の資料が残っていないため不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年3月1日及び36年3月12日）及び資格取得日（34年2月1日及び36年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を32年3月から34年1月までは1万2,000円、36年3月から同年9月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月1日から34年2月1日まで
② 昭和36年3月12日から同年10月1日まで
③ 昭和63年7月1日から同年10月1日まで

A事業所にB職として継続して勤務していたのに、申立期間①及び②の記録が抜けているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間③の間も継続してC社に勤務していたのに、記録が無いので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、オンライン記録では、A事業所において昭和27年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、32年3月1日に資格を喪失後、34年2月1日に再度資格を取得し、36年3月12日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、32年3月から34年1月まで及び36年3月から同年9月までの申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から申立人が申立期間①及び②においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じB職の先輩の厚生年金保険の被保険者記録は継続している上、申立人より3か月後に入社したB職は、「申立人は自分より前から勤務しており、自分が辞めた後まで勤務していた。自分の記録は継続しているのに申立人に途中で抜けている期間が有ると思えない。給与からも保険料は控除されていたと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人の昭和32年2月及び36年2月のA事業所における社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しているため、事業主に確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人のC社での雇用保険の記録は、離職年月日が昭和63年4月30日とされている上、同社から提出された当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から申立人の資格喪失日は同年7月1日として社会保険事務所に届出されていることが確認できる。

また、C社の当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、D社（現在は、E社）が社会保険の適用事業所となった63年5月1日からはD社に籍があったのではないかと思います。また、資格喪失日以降の保険料を控除することはない。」と証言している。

一方、D社の登記簿から、申立人は、同社設立日から昭和63年10月30日付けで辞任するまで、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の当時の事業主は、「県内3地域に分けて請負制で仕事をしてきたが、効率が悪いので本社で一括採用することにした。申立人は、3地域

のうち1地域の責任者で取締役でもあったので、63年10月以降は月給制にし、その時点から社会保険に加入させたと記憶している。また、保険料を控除していれば社会保険事務所に届出をし、保険料も納入しているはずであり、当時は事務員がきちんと経理を管理しており、何ら問題は発生していないので、記録の無い期間は、保険料を控除していないと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月28日から同年4月1日まで

昭和41年4月1日付けでA社C工場に赴任した。35年5月26日に入社してから平成8年9月末日に定年退職するまで他社へ転出することもなく勤めてきた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の資格記録及びB社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年4月1日にA社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和41年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年2月13日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月13日から同年3月1日まで

私は、昭和28年4月1日に、A社B支店に入社し、平成元年12月30日までの間、継続して勤務していた。昭和38年2月には、C支店からB支店に転勤したが、給料も継続して支給されており、厚生年金保険の加入記録が1か月抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カードから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年2月13日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 6 日から 51 年 6 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、A事業所に勤務していた当時の年金記録が見当たらない。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「A事業所は昭和 63 年に厚生年金保険に加入した。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間当時は、A事業所はまだ厚生年金保険に加入しておらず、私は国民年金に加入していた。」と証言している上、オンライン記録によると、その同僚は、昭和 49 年 7 月 1 日から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 63 年 4 月 1 日までの間は、国民年金の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 420

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 5 月に A 社へ入社、3 か月の見習期間を経て 8 月から正社員になった。見習期間中も社員と同じ扱いで厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所からの照会に対する事業主の回答から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及標準報酬月額決定通知書」(写)から、申立人の被保険者資格取得日が昭和 62 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、事業主は、申立人の採用について、「申立人の知人から申出を受け、臨時アルバイトとして採用した。その後本人の申出を受け入れ正社員に切り替えたが、通常の新卒定期採用又は見習社員としての採用とは事情が異なっていた。」と証言しており、申立人も採用に至る経緯については同様の申述をしている。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。